

# 第 4 回農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 4 月 6 日 ( 金 )

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第12号から第15号)  
日程第4 議事(議案第14号から第16号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出席委員(24人)

1番	石庭 文男	2番	山崎 良吉
3番	熊西 忠治	4番	土合 正夫
5番	中井 敏男	6番	山下 隆之
7番	横山 實	8番	石井 寿男
9番	前花 敏子	10番	山崎 秋夫
11番	永森 薫	12番	三島 博
13番	大松 治雄	14番	舟木 康眞
15番	杉森 雅弘	16番	山本 久雄
17番	水元 睦雄	18番	前田 進
19番	向井 隆一	20番	山谷 孝芳
21番	田中 智浩	22番	佐伯 洋作
23番	橋爪 秀夫	24番	永野 邦夫

欠席委員(なし)

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第13号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第14号	農地法第5条第1項第6項の規定による届出の受理について
報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知等について
議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第16号	農用地利用集積計画の決定について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長	谷川 晃司	庶務係長	安元 啓二
主任	坂木 茂利		

#### 射水市農林水産課

農政係長	鎧塚 英樹	主任	青木 克憲
------	-------	----	-------

## 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

### 議長（舟木会長）

総会に入ります前に、4月1日付けで事務局職員の異動がありましたので、職員の紹介をいたします。

まず、前任の堀局長に代わりまして、谷川事務局長です。

### 谷川事務局長

今回の異動により、市民病院より参りました「谷川」でございます。よろしく申し上げます。

### 議長（舟木会長）

つづいて、三川主任に代わりまして、坂木主任でございます。。

### 坂木主任

この度の異動により、小杉地区行政センターから参りました「坂木」です。

今後ともよろしく申し上げます。

### 議長（舟木会長）

新任の方々におかれましては、今後ともよろしく申し上げます。

議長(舟木会長)

それでは、これより第4回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「9番 前花委員」「10番 山崎秋夫委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

#### 会期の決定

議長(舟木会長)

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。

本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日一日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

#### 報 告

議長(舟木会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第12号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第13号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第13号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長(舟木会長)

次に報告第14号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第15号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

横山委員

7番から9番までの(有) さんの件ですが、この方々は、解約されたあと、誰に作ってもらわれるのですか  
もし、聞いておられれば教えてもらえますか。

事務局(安元)

届出の際に確認したところでは、地元の 営農で耕作されるそうです。

横山委員

わかりました。

議長(舟木会長)

そのほかに質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について農地法第18条第6項の通知がありましたので、ご了知をお願いします。  
以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第14号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書5ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第14号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった5件はすべて経営規模の拡大を目的とする所有権移転です。

うち1番については譲渡人が成年後継人となっております。

以上、いずれの議案も農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。よって、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第15号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 6 ページ 議案第 15 号をご覧ください。  
今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件でございます。  
議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 15 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は、コンビニエンスストア敷地を造成する目的で転用申請されたものです

受付番号 2 番は、農家分家住宅敷地とするための申請であり、申請地は農振農用地でもあることから、農振除外手続きも併せて申請中であります。

受付番号 3 番は営農組合の農作業場敷地とするための申請です。  
申請地は農振農用地であります。農振農用地の用途変更手続きは完了しております。

受付番号 4 番は、運送会社の車両置場と専用道路を設けるための申請であり、本申請地は農振農用地であることから、農振除外手続きも併せて申請中であります。  
以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
これより順に地域の委員の意見を求めます。  
申請番号 1 番について横山委員より説明をお願いします。

7 番 横山委員

議案第 15 号の 1 番について、説明します。  
申請人は、市内の不動産業者です。  
このほど、コンビニエンスストアの新規店舗敷地造成のため、市道沿いの旧と地内の立地条件の良い場所を検討し、土地所有者と交渉を重ねた結果、交差点に面し、学校や住宅地にも程近い今回の場所を譲り受けることで話がまとまりました。  
敷地と店舗については、不動産業者が整備し、これを全国でコンビニエンスストアを展開するに賃貸借することになっております。  
今回の転用による周辺農地への影響もないと思われ、地元土地改良区及び生産組合等の同意も得られておりますことから、特に問題はないと思われま。

議長(舟木会長)

2 番から 4 番については、私より説明をさせていただきます。

議長（舟木会長）

2番について、説明します。

申請人は、今回の譲渡人の次男でありまして、現在は両親と妻、子供2人の合計6人で暮らしております。

これまでは、長男が で勤務していたことから次男家族が両親と同居し、家業である自動車修理業と農作業を手伝っておりましたが、昨年秋、長男が結婚を機に退職し、実家に戻って家業を手伝うことになりました。

現在は、両親と次男夫婦が暮らしているため、 地内に住んでおりますが、兄弟で話し合った結果、長男は実家の両親と同居し、次男は 集落内に新たに分家住宅を建て、家業を手伝っていくことで話がまとまりました。

今回の転用により、隣接する農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますことから、特に問題はないと思われま

議長（舟木会長）

次に、3番について、説明します。

申請人は、 地区を受益とする「 営農組合」の代表者です。現在の耕作面積は約22ヘクタール、構成農家は15件で主に水稲作を行っております。

現在、組合では農作業を持っていないため、所有する農業機械や資材は組合員宅の納屋などに置かせてもらっています。

また、近年の農業機械の大型化により、個人の納屋だけでは収容しきれない状況になっております。

これでは作業効率が悪いうえに、通年を通して組合員にも迷惑をかけ続けることになるため、組合で話し合った結果、集落農地のほぼ中央に位置する、今回の申請地に格納庫を建てることにされたものです。

今回の転用により、隣接する農地への影響はないと思われ、地元自治会等の同意も得られておりますことから、特に問題はないと思われま

議長（舟木会長）

次に4番について、説明します。

譲受人は 地内で運送業を営んでおります。

現在、大型トラック 台をはじめ、保有する合計 台の営業用車両を集落内にある駐車場に停めています。

ところが既存の駐車場では間口が狭く、細長い形状であることから、大型車の回転ができず、道路に出入りするためには通行する一般の車両を止めなければならない状況で、信号機のある交差点にも近いことから、周辺の交通に支障を来しておりました。

このようなことから、事務所に隣接する今回の申請地を駐車場および進入通路として転用することで、車両をスムーズに移動できるよう計画し、地権者とも協議を重ねてきた結果、ようやく話がまとまり、今回の申請となったものです。

今回の転用により、周辺の農地に及ぼす影響もないと思われ、土地改良区等の同意も得られておりますことから、問題はないと思われ。

以上です。

議長（舟木会長）

以上、地域委員の意見を述べさせていただきました。

それでは、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

事務局(安元)

議案第15号の1番から4番までの農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明をさせていただきます。

議案第15号の1番について

農地の区分は、1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。集落にも接続しており、面積や利用計画等についても別段問題はなく、転用はやむをえないものと考えます。

2番について

申請地の農地区分は甲種農地と判断します。

甲種農地での転用は原則として不許可であります。申請地は集落にも接続しており、面積も500㎡未満であること。さらには農振除外手続きも済んでいることから、転用はやむを得ないものと考えます。

3番について

農地の区分を1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。転用の目的が農業用施設敷地であること。さらには農振農用地の用途変更手続きも済んでいることから、転用はやむを得ないものと考えます。

4番について

農地区分としては、広がりが10haに満たないことや住宅用地に近接していることから、これを2種農地と判断します。

また、ここは農振農用地であります。除外の手続きも済んでおりますことから、転用についても問題ないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

山崎秋夫委員

最近、コンビニエンスストア敷地への転用を目的とした申請が多く見受けられますが、個人的には不動産業者が農地を買い漁っているんじゃないかと、内心危惧しております。

こういった転用って、わざわざ農地を潰さなくても、既存の雑種地であるとか、そんな場所って検討してないのかね。

はじめから、農地転用を前提に用地を探してるとか。

事務局(安元)

申請者からの聞き取りでは、今回、申請のあった場所を選定するまでに4ヶ所程度を候補にされたと伺っております。

まず、一ヶ所目は昨年12月末に閉店したホームセンター跡地ですが、ここは既存店舗に、近く別の業者が移転して来るとのことで、譲ってもらえなかったらしいです。

2ヶ所目は市道沿いの石油店跡地で、ここは敷地が狭いうえに形がいびつであったため、断念したとのこと。

3ヶ所目は、蕎麦屋に隣接する空き地です。

ここは、進入口が確保できないことから断念されました。

残る一ヶ所が今回の申請地だったとのこと。

熊西委員

最終的に、色々探してみたけど、ここしかなかったという理由はわかったけど、農地ちゃ、1回転用してしまったらそれで元に戻せんようになってしまうねか。

今回の計画でも、不動産屋が中に入って何十年とかいう期間で賃貸契約されるらしいけど、それが満了したあとにちゃ、空き店舗か空地が残ってしまう。

そういった問題も含めて、考えていかなんと思っとるがいけど。

山崎秋夫委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第15号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

（議案第16号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による「射水市農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

それでは、事務局より概要説明を求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案18件で、新規8件、更新10件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

議長（舟木会長）

8ページの502番ですけど、貸賃が一反あたり25,000円になっているけど、請人となる農事組合法人では、こんなに高く設定されているのですか。確か 地区の標準って19,000円だったと思いますが。

地元委員さんの中で知っておられたら参考に教えてください。

熊西委員

その辺ちゃ、圃場の条件もいいし、組合の中で別に決めておられるらしいわ

議長（舟木会長）

わかりました。  
そのほか、質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め直ちに採決します。  
それでは、議案第16号 射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。  
（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。  
よって、議案第16号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

そのほか事務局より報告事項があったらお願いします。

#### その他報告(協議)事項

##### 農業委員会視察研修会について

実施時期 6月下旬から7月上旬の間で予定。

##### 農業委員会の活動の適正な事務実施について

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)  
平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)  
上記について内容を説明し、内容についての質問及び意見等があれば次回の総会時までには連絡してほしい旨を伝えた。  
あわせて、7日より農業委員会ホームページで公開し、意見を募集するもの。(意見等の募集期間4/7～5/6)

##### 次回総会の予定

日時 5月7日(月)午後2時より  
会場 射水市役所 布目庁舎301号室の予定

平成24年1月1日現在の農業委員選挙人名簿登録者数について。  
選挙区別の総数のみ報告。

配布資料

全国農業図書「地域農業をどうすればいいか」

のうねん 2012年3月号

農業者年金で未来を拓く(加入促進用リーフレット)

解説 農業者年金

アグリとやま春号

平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

以上をもって本日の第4回総会を閉会します。

議 長 舟木 康眞

署名委員 前花 敏子

署名委員 山崎 秋夫

第4回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十四年 四月 十日  
至 平成二十四年 四月 三十日